

(下表の番号は、包括外部監査の結果報告書に記載された指摘番号又は意見の番号である。)

■ 対象とした個別の事業に関する監査結果及び意見

「群馬県農業農村振興計画2021-2025」

意見	改善措置
<p>1 「群馬県農業農村振興計画2021-2025」について (全般的な監査結果及び意見、49頁) 「群馬県農業農村振興計画2021-2025」では基本施策及び展開方法によって関連事業の数が偏っている状況にあり、特に基本施策の需要拡大や価値創出については具体的な事業等は少ない。当該計画は令和7年度に最終年度を迎えるため、計画への反映は難しいところではあるが、次期計画においては基本施策において万遍なく、展開方法及び指標の設定を行うことが望ましい。 展開方法ごとに県として毎年度自己評価(A～D)を行っているが判定方法の基準が明確ではなく、一部、自己評価としての判定結果に疑問が残る。自己評価については評価基準の明確化を行う必要がある。</p>	<p>自己評価については、現行計画における直近の評価から指標の判定基準を明確化した上で、各担当所属において、当該基準に従った評価を行うこととし、次期計画(令和8年度～令和12年度)でも同様の方針を引き継ぐ。 次期計画においては、基本施策ごとに関連事業の偏りが出ないように、展開方法及び指標の設定等を行った。なお、指標については、県の施策により改善できるものを中心に設定した。</p>

農業経営基盤強化対策

意見	改善措置
<p>2 補助事業により整備・導入された施設・機械の確認について (個別の事業、54頁) 補助事業により整備・導入された施設・機械の確認について、書面による状況確認にとどまらず、実際に現地まで出向いて確認を行うことができるのであれば、その状況を記録等に残す仕組みを整えるべきである。</p>	<p>担当者が現地確認を行った場合には、その確認状況を客観的に記録するための様式を新たに作成した。 現在、この様式の運用開始(令和8年度)に向けて、農業事務所に対して周知を進めているところである。</p>

農林大学校

指摘	改善措置
<p>1 私費会計の管理について (個別の事業、68頁) 私費会計の通帳管理について、副担当者の配置はなされているが実態として一部が機能していない状況である。担当者が不在な場合でも副担当者を含め複数人が所在を把握し、業務に支障がないようにすべきである。</p>	<p>令和7年度から、副担当者も責任を持って会計事務に当たるよう改めて職員全員に周知、認識させている。 口座毎に正副担当者2名を配置し、通帳・印鑑は金庫に保管・施錠し厳重に管理している。また、支出及び収入事由が発生した場合には、担当者が所属長までの決裁を受けて適正な会計事務を執行している。</p>
<p>2 図書管理について (個別の事業、69頁) 図書室にある図書に関して、原簿による管理がなされていない。このため、棚卸も実施されていない。 図書原簿の作成及び棚卸を行う必要がある。</p>	<p>原簿(図書台帳)の整備(寄贈図書の図書台帳追加等)及び棚卸を令和7年度に実施した。 在籍中の職員及び学生について、一定期間返却がない場合は催促を行う。</p>

<p>3 時間外勤務手当の支払について (個別の事業、73頁) 舎監に対し、勤務実態に応じた適切な時間外勤務手当を支払うべきである。会計年度任用職員に対して時間外勤務手当を支払うことができないのであれば、舎監の勤務体制を抜本的に見直すべきである。</p>	<p>令和7年度発令通知書に時間外割増額が給料額に含まれることを記載した。</p>
---	---

意見	改善措置
<p>3 私費と公費の明確な区分について (個別の事業、69頁) 一部の私費会計で公費負担とすべきと思われる費用の支出があり、本来公費で負担すべき経費等を保護者からの徴収金で賄うことは趣旨に反するため、学校としては県へ予算要求するとともに県としても財源を確保するようにすべきである。</p>	<p>令和7年度当初予算において、ルーラル電子図書館の使用料を確保するなど、公費負担すべきものについて県予算を措置した。</p>
<p>4 薬品の管理について (個別の事業、70頁) 学校としての薬品の管理規程を整備することが望ましい。その際には、年に1度の棚卸だけでなく、帳簿管理についても定める必要がある。</p>	<p>令和7年度に、校内の状況を把握したうえで帳簿管理を定めた校内管理規程を制定し、規程に基づき各コース・係に管理責任者を定めた。</p>
<p>5 現金の管理について (個別の事業、70頁) 現状、教育棟1階の玄関で販売している生産物に関して、いくらでいくつ販売されたのか管理されていない。 また、実際に販売されたのは百円単位だが、歳入は十円単位でなされており、合計では合っているのか、差異の顛末が確認されていない。</p>	<p>令和7年度より、販売の単位の見直しを行い、明朗な価格設定とした。 売払伝票に販売職員が生産物名と販売数を記載し、購入者は購入数量を記載のうえ、現金を入金箱に入れることとした。 併せて、毎日夕方に、売り上げと現金の整合性を確認することを、所属内で周知徹底した。</p>
<p>6 指名競争入札について (個別の事業、71頁) 指名業者の選定に際し、同一人物が代表者をしている複数の者は、可能な限り一者にすることが望ましい。 また、区域内の農協の辞退が続くようであれば、近郊の農協を指名するなど、より安価で契約できるように業者選定をすべきである。</p>	<p>令和7年度より、代表者の重複がないか確認したうえで、指名を行っている。 また、業者選定については、区域内の農協の辞退が続く場合には、区域外の業者についても検討する。</p>
<p>7 備品の管理について (個別の事業、72頁) 備品に整理票が複数貼付されているものがあるが、備品には対応する備品整理票のみを貼付する必要がある。</p>	<p>令和7年度に備品の照合作業を実施し、備品整理票と備品一覧表を整合させた。</p>
<p>8 年次有給休暇の取得促進に向けた取組について (個別の事業、72頁) 年次有給休暇の取得を促進し、職員が取得しやすくなる職場の雰囲気作りにとどまらず、年次有給休暇を取得しようとする職員に対しては、管理職等が当該教職員の意見を聞いた上で年次有給休暇の取得時期を提示して定める等の具体的な取組を検討すべきである。</p>	<p>意見の対象となった所属は学生への授業、実習やほ場管理等の対応のため、他の所属に比べ、休暇が取得しづらくなっているが、令和6年度においては全職員が5日以上の有給休暇を取得した。令和7年度においても有給休暇取得が5日に満たない職員に対し、休暇予定を計画させ、積極的な休暇取得を勧める。</p>

農地利用促進対策

意見	改善措置
<p>9 「担い手への農地集積率」の数値目標について (個別の事業、79頁) 令和15年度の「担い手への農地集積率」の数値目標を66.0%としているが、令和15年度までの各年度の数値目標も設定することが望ましい。</p>	<p>令和7年度に、「次期群馬県農業農村振興計画」の策定に併せて、各年度の数値目標を設定した。</p>

小規模農村整備

意見	改善措置
<p>10 事業にかかる要綱や要領等の対応関係について (個別の事業、86頁) 当該事業に関する要綱や要領等の対応関係を正確にするよう、要領等の改正を行うべきである。</p>	<p>「団体等が行う土地改良事業補助金額の確定等調査要領」を令和7年3月に改正し、「群馬県土地改良事業等補助金交付要綱」との整合を図った。</p>
<p>11 事業対象経費の明確化について (個別の事業、86頁) 事業にかかる経費を明確にするため、当該事業とは関係のない農村整備課として必要な出張旅費等は、当該事業とは別に予算計上を検討すべきである。</p>	<p>県単独公共事業に係る事務費を「小規模農村整備」と分けて、令和8年度当初予算に計上した。</p>

基幹水利施設管理

意見	改善措置
<p>12 農業水利施設に対する包括的民間委託の推進について (個別の事業、99頁) 委託料については各地区の土地改良区等が、基幹水利施設管理強化計画に基づき、受託者として定められた業務を受託している状況にある。 今後農村人口の減少により、当該基幹水利施設の維持管理や施設の操作等に係る人材確保が難しくなる状況にあり、より深刻化することが懸念される。 包括的民間委託を推進し、民間事業者の創意工夫やノウハウの活用により効率的・効果的な体制を構築するなど、持続可能な管理体制の構築を検討する必要があると考える。</p>	<p>対象地区の土地改良区の人員や管理体制は安定しており、施設操作の熟度、管理の正確性、迅速性及び事故発生のリスクを踏まえると操作点検は土地改良区が主体となることが適任と考えている。 今後の維持管理に係る人員減少に備えるため、対象地区の土地改良区に対し、地域性及び業務の専門性等を踏まえ、対応可能な候補事業者の選定を行った。</p>

農業水路等長寿命化・防災減災

意見	改善措置
<p>13 予算の精緻化について (個別の事業、109頁) 当該事業については、地域の要望額を踏まえた額を県予算額に計上しているが、国から県への予算配分額が少ない年度は、結果、決算額が大きく乖離することとなる。 限られた予算の中で予算策定を行っているが、</p>	<p>地域の要望額をより一層精査して把握するとともに、国の予算動向を注視して令和8年度当初予算に計上した。</p>

他事業への影響も考えられるため、国の動向を踏まえた県予算となるよう検討が必要である。	
--	--

野菜振興（「野菜王国・ぐんま」総合対策）

意見	改善措置
<p>1 4 実施計画承認時と交付決定時の事業費の金額について (個別の事業、1 1 2 頁)</p> <p>実施計画承認時の事業費の見積り(一者見積り)より交付決定時の事業費の見積り(三者見積り)が減少しない原因が、交付決定時の見積りに競争原理が働いていないことにあるならば、競争原理が働くことにより、事業費が削減される余地があることになる。そのため、実施計画承認時と交付決定時の事業費の見積りの増減及びその原因を把握すべきである。</p>	<p>事業費の決定に当たっては、特別な事例を除き、三者以上から見積りを徴収し、価格を比較した上で、最も低価格の業者を選定させている。</p> <p>引き続き、適正に事業が実施されるよう、市町村及び事業実施主体に対して指導を行う。</p>

野菜振興（園芸産地強化支援）

意見	改善措置
<p>1 5 要綱等の整備について (個別の事業、1 1 5 頁)</p> <p>少なくとも、予算として計上している事業については、県が補助金を支給する根拠となる要綱等の整備を、予算成立後、事業実施年度に行っておくべきである。</p>	<p>意見のあった園芸産地強化支援（令和7年度は①産地生産基盤パワーアップ、②強い農業づくり交付金、③みどりの食料システム戦略推進・緊急対策交付金）については、令和7年4月時点で県補助金交付要綱を整備済みである。</p> <p>令和7年度以降も、予算が成立した事業について、滞りなく要綱を整備していく。</p>

野菜価格安定

意見	改善措置
<p>1 6 補助金の支給対象の明確化について (個別の事業、1 2 1 頁)</p> <p>補助金の支給対象を明確にするため、補助金支出の根拠となる県の要綱に、「指定野菜」等の定義を改めて定めるべきである。また、国同様に、「法と同一」といった文言を加えるべきである。</p>	<p>令和7年4月1日付で要綱を改正し、「別表」に指定野菜及び特定野菜の定義が記載されている根拠法令を注記した。</p>
<p>1 7 補助金の支給金額の明確化について (個別の事業、1 2 2 頁)</p> <p>補助金の支出額を明確にするため、実際に使用している補助率を、県の要綱に記載することを検討すべきである。</p>	<p>令和7年度中に要綱を改正し、指定野菜価格安定対策事業及び契約指定野菜安定供給事業資金造成費補助の補助率を明記する。</p>

浅間家畜育成牧場運営

意見	改善措置
<p>1 8 随意契約における価格の検証について (個別の事業、1 3 3 頁)</p> <p>委託料の多くは、当年度にかかわらず、一者による随意契約での契約形態が継続している。委託</p>	<p>作業内容及び作業単価について、令和7年5月に同様の作業を行っている他団体の実例と比較し、妥当であることを確認した。</p>

<p>契約締結前に、稟議書により随意契約（一者）とすることも含め承認する体制が構築されている。当事業を行う事業場の立地や業務の特殊性から随意契約によること自体には問題はないものと考え、契約の際に、前年度の見積り書及び実施内容等を考慮し、作業内容及び作業単価につき、実勢に照らし妥当であるかの検討を実施し、事業費の効率性を検討するとともに、委託業者の金額決定についても事業の継続性を含めた適正な価格設定であるかを検討する必要があると考える。</p>	
<p>19 人員の補充及び外注先の検討について (個別の事業、134頁)</p> <p>有給休暇の取得促進を促す施策、職員の手当等を追加で検討するなど不足人員の増加を促す施策を検討すべきであるとともに、草地管理（除草含む）等については外注業者を入れる等職員の業務負担を軽減する必要があると考える。なお、牧場運営費の大半は酪農家からの放牧場使用料（受入料）及び人工授精手数料、受精卵移植手数料等であり、県としても今以上に予算配分（一般財源の配分）を検討すべきである。</p>	<p>有給休暇の取得については、令和7年4月から所属内で不要不急な業務の点検を実施するなど、一丸となって取組を開始した。</p> <p>現場業務については、令和7年4月から外注化を進め、職員の負担軽減に取り組んでいる。</p> <p>なお、牧場の運営費は放牧場使用料等の収入で賄っているが、運営費の中には観光客対応に関するものなども含まれていることから、このような費用への一般財源の配分を今後の予算編成において検討する。</p>

畜産試験場

意見	改善措置
<p>20 人員の補充の検討について (個別の事業、138頁)</p> <p>畜産試験場の酪農係についてはほぼ全員が毎月一定程度の時間外勤務を行っている状況である。また、研究職の人員構成については50代及び20代の構成比率が高く、技術の承継を行っていく機関としては今後の懸念が残る。</p> <p>勤務条件の改善（手当等の増額を含む）を行うこと及び中途採用により県としてより力を注力していくべきである。</p>	<p>中途採用や人事異動により、人員不足に伴う時間外勤務の縮減、研究職の年齢構成のアンバランスさの解消に努めていく。</p>

県産農畜産物ブランド力強化対策

意見	改善措置
<p>21 委託事業の公募型プロポーザルによる募集について (個別の事業、155頁)</p> <p>委託事業の内容に最も適した業者の選定ができるよう、複数の業者が公募型プロポーザルへ参加することを働きかけていくことが望まれる。</p>	<p>令和7年度から、より多くの事業者が参加できるよう、公募情報の周知に努めるとともに、募集期間の延長や仕様書の記載内容の見直しを行った。</p>
<p>22 随意契約の金額の適正性の検証について (個別の事業、155頁)</p> <p>委託事業である「群馬県産農畜産物ブランディング支援業務」において、特定の委託先へ前年度より継続して随意契約による契約を締結している。ただし、金額については先方見積りに依存する部分が多く、見積りの内訳である一般管理費については、人件費及び直接経費の50%という単純な計算方式であり価格の適正性が担保さ</p>	<p>令和7年度の事業から、積算根拠の明確化を委託先に求め、計算方式の検証を行うことで、価格の妥当性・透明性の確保に努めた。</p>

<p>れていないと考えられる。</p> <p>一般管理費については、なぜ50%（人件費及び直接経費の合計）という計算方式であるのかの検証を行うとともに、価格の適正性（透明性）についてはより慎重に検証を行うべきである。</p>	
--	--

農畜産物等輸出促進

意見	改善措置
<p>23 全県的な公募型プロポーザルガイドラインの策定について (個別の事業、161頁)</p> <p>委託業者の選定について、より一層の透明化を図るため、すでに作成されているシステム・アプリの構築やホームページに関して公募型プロポーザルを採用する場合の注意点などをまとめた資料を参考として、全県的な公募型プロポーザルに関するガイドライン等を設けるべきである。</p>	<p>令和7年度中の制定に向けて検討を進めている公契約条例の趣旨を踏まえた取組の一環として、令和8年度にガイドラインの整備を行う。</p>
<p>24 負担金支出の効果測定について (個別の事業、162頁)</p> <p>県のみが多額の負担金を支出している事業に関しては、県として、その費用対効果の確認が十分にできる仕組みを設けるべきである。</p>	<p>従来から、アンケートの実施や販売状況等の確認を行うなど、費用対効果を確認し、次年度事業に生かしている。また、県産農畜産物等の輸出実績にどのような影響を与えたか確認している。</p>
<p>25 外国旅行に係る旅費支給要領の改定について (個別の事業、163頁)</p> <p>県職員が外国旅行をした場合の旅費の支給について、その渡航の目的や渡航先、渡航に係る時間を踏まえた新たな支給基準を設けることを検討すべきである。</p>	<p>県職員の外国旅行に係る旅費は、国家公務員の旅費制度に準拠しており、当該制度は、令和7年4月1日に、国内外の経済社会情勢の変化への対応と事務負担軽減の観点から見直しが行われた。</p> <p>本県でも、国の見直しに準じて渡航時間に応じた支給基準を設けるなどの制度改正を行ったところであり、令和8年度から施行予定である。</p> <p>なお、部長等の航空費に係る規定は上限を定めるものであることから、渡航の状況等に応じて下位の運賃を適用することも可能である。</p>

日本絹の里運営

意見	改善措置
<p>26 3月賞与の支給要件について (個別の事業、167頁)</p> <p>決算月である3月に役職員に対して賞与を支給している。しかしながら、当該賞与について支給する要件が明確になっておらず、当該管理業務の成果目標として施設の年間利用者数47,000人を掲げて運営しているものの31,726人と大幅な未達となっている状況で決算賞与を支給している状況にある。県ではなく公益財団法人としての組織の実態にあった独自の支給要件を定めた上で、当該要件により決算賞与を支給するべきと考える。</p>	<p>3月賞与の支給要件等について、令和7年度中に指定管理者と協議する。</p>
<p>27 今後の在り方の議論について (個別の事業、167頁)</p> <p>「日本絹の里」は県の施設ではあるが、県として指標等は掲げてはおらず指定管理者による指標</p>	<p>年間利用者数47,000人は、指定管理者選定時(令和2年度)に県が設定した指標である。</p> <p>また、施設の適正な管理運営を確保するため、「指定管理者導入施設の管理運営状況等に係るモニ</p>

<p>(目標)があり、内容は年間来場者数47,000人(毎年同一の目標設定)となっているが、ここ数年目標の達成には至っていない。コロナ禍による影響もあると考えられるが、知名度の低さが大きいと思われる。</p> <p>本県絹産業の広告塔としての意味もある同施設に指定管理者制度を導入し、県として少額ではない予算を毎年投入している以上、県としての指標の設定及び管理を行うとともに予算の執行については今以上に厳しく判断すべきと考える。また、指定管理者評価委員会において同施設の今後の在り方について議論されることを期待する。</p>	<p>タリングガイドライン」に基づき、毎年度評価及び公表を行うとともに、適切な指定管理料を設定している。</p> <p>施設の今後の在り方については、令和6年度に、「指定管理者の指定手続き等に関するガイドライン」に基づき、施設の必要性、指定管理者制度の継続、業務の見直し等の観点から検討した結果、引き続き県の施設として維持し、指定管理者制度を継続することとした。</p>
--	---

蚕糸技術センター

意見	改善措置
<p>28 ニーズの把握について (個別の事業、173頁)</p> <p>全都道府県において蚕業技術の開発を行っている公的機関は本県のみである。</p> <p>過去においては全国的に存在していたものの絹産業の衰退に伴い本県以外の都道府県については当該事業から撤退している。</p> <p>県として投入している予算額(一般財源)についても蚕糸技術センターの総予算に対しては10%程度である。</p> <p>蚕業の研究等について今後も県として事業を継続していくかどうかについては、県民を含め広くニーズの把握を行うことが必要と考える。</p>	<p>蚕糸技術センターは、本県の歴史的・文化的な背景を持つ蚕糸業の振興と継承を図るため、試験研究のほか、農家等への技術指導、蚕種(卵)や稚蚕人工飼料(エサ)の製造・供給を行っている。</p> <p>蚕種や稚蚕人工飼料は、本県蚕糸業に不可欠であり、他県からも供給の要望が寄せられているほか、毎年開催する研究成果発表会において研究テーマに関する要望聴取を実施している。</p> <p>また、研究内容を含む令和8年度以降の「群馬県蚕糸振興計画」の策定に当たり、令和7年度中にパブリックコメントを実施する。</p>
<p>29 土地の有効活用の検討について (個別の事業、173頁)</p> <p>蚕糸技術センターの敷地は広く、前橋市総社町に本館を含めた敷地が約21,400㎡、その他桑畑が約62,000㎡ある(その他、高崎市金古町に稚蚕人工飼料センターとして敷地約500㎡、桑畑約62,600㎡あり)。</p> <p>本館及び研究棟の西側には広大な桑畑が広がっているが全ての敷地の有効活用ができていない状況とはいえず、また、年間を通して除草作業を含め管理する手間は相当であることが伺える。</p> <p>県としてここまで広大な蚕業用敷地を今後も必要とするかを検討すべきであり、施設の集約等も視野に入れるべきである。</p>	<p>桑園については、令和8年度に予定する蚕種(卵)製造の施設整備等により蚕の飼育量が増加し、桑の使用量の増加が見込まれるため、現在の敷地面積を維持する必要がある。</p>
<p>30 指標の再設定(実態に合わせて)について (個別の事業、175頁)</p> <p>成果指標である「新たな養蚕経営体数」については微増傾向にはあるもののあくまで新規就業者の数であり、廃業を含めた純増減ではないため担い手が増加しているかどうかの正確な把握は難しいと思われる。また、「新規用途・遺伝子組換えカイコ等の飼育量」については直近2年での実績は目標に対してかなり乖離している状況である。</p> <p>成果指標の「新たな養蚕経営体数」は実際の就業者数(経営体数)の純増加数等に変更するとともに、「新規用途・遺伝子組換えカイコ等の飼育量」</p>	<p>農業全体として経営体数の減少が続き、養蚕の経営体数のみを純増とすることは困難である中、それでも生産量の維持・確保に向けた指標の一つとして「新たな養蚕経営体数」を設定している。</p> <p>「新規用途・遺伝子組換えカイコ等の飼育量」の指標は、令和7年度の「次期群馬県農業農村振興計画」の策定作業において、実現可能性を踏まえた設定に変更した。</p>

は実現可能性を踏まえた数量に変更すべきである。	
-------------------------	--

鳥獣害防止

意見	改善措置
<p>3.1 アンケート実施方法の再検討について (個別の事業、183頁)</p> <p>当該事業の最大の目的は被害軽減を実感できる鳥獣被害対策を実施することである以上、アンケート項目として農業従事者の被害軽減の実感を把握する必要があると考える。具体的には、アンケート項目として「県の施策等によって鳥獣被害が減少していると感じるか」等を追加することを検討すべきと考える。</p>	<p>次回(令和12年)の「農林業センサス」において、調査項目に「県の施策等によって鳥獣被害が減少していると感じるか」の追加を検討する。</p>

中山間地域等直接支払

意見	改善措置
<p>3.2 成果指標の設定について (個別の事業、191頁)</p> <p>当該事業については特段指標(目標値)の設定はない。当該事業は農林水産省が主導している国の事業ではあるものの、県が作成している「群馬県農業農村振興計画2021-2025」においても「中山間地域の農業生産活動の支援」は具体的な活動内容として掲げられている。</p> <p>県では実績として「中山間地域等直接支払交付金の取組面積」を把握しているため当該面積数や国が設定している目標を本県の数値へブレイクダウンする等の成果指標設定を行うことが望ましいと考える。</p>	<p>令和7年度の「次期群馬県農業農村振興計画」の策定作業において、「中山間地域等直接支払交付金の取組面積」を成果指標とした。</p>

利根沼田農業事務所・中部農業事務所《農業構造政策課》

意見	改善措置
<p>3.3 各金融機関が作成し送付する計算書の確認方法について (個別の事業、200頁)</p> <p>【事業 No.4:農業近代化資金等融通対策】において農業事務所では各金融機関が紙の計算書を農業事務所に送付し、農業事務所では電卓を使用して検算を行っているとのことである。紙ベースでの資料を手で計算することは、非効率であるとともに計算誤り等の発生可能性もあり昨今のデジタル化と逆行しているように思える。</p> <p>効率性の観点よりExcel等のデータによる計算書を共有することを検討するべきである。</p>	<p>令和7年度から、農業構造政策課と各金融機関との間で利子補給額の事前確認を行う際に作成したデータをExcelファイルに出力し、各農業事務所と共有することとした。</p>